

一般社団法人日本理科教育学会「理科教育学研究」編集委員会・特集編集委員会内規

2017年3月25日制定

2019年7月20日改定

(設置)

第1条 「理科教育学研究」編集委員会(以下「編集委員会」という)規程第7条6)に基づき、編集委員会の小委員会として特集編集委員会(以下「特集委員会」という)を置くことができる。

(目的)

第2条 特集委員会は、理科教育学研究の特集に関する編集の業務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 特集委員会は、委員長1名、委員6名程度を以て組織する。

2 編集委員会の事務局及び事務支局が、特集の編集の業務を補助する。

(委員)

第4条 委員長は編集委員会が指名する者とし、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 委員は正会員の中から、委員長の推薦により、編集委員会の議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は、第4条に定める会長の委嘱から、担当する特集の刊行終了までとする。

(会議)

第6条 特集委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 特集委員会の審議事項は、編集委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 特集委員会開催の都度、委員は議事録を作成し、これを編集委員会に提出する。

4 特集委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 特集委員会の会議は、対面及び電子メールにより行う。

(業務)

第7条 特集委員会は、理科教育学研究の特集に関する編集に係わり次の業務を行う。なお、特集の編集については、原則として編集委員会内規に準ずることとする。

- (1) 特集の企画、編集の基本方針に関すること。
- (2) 原著論文等の投稿受付に関すること。
- (3) 査読者の選定に関すること。
- (4) 原著論文等の掲載の決定に関すること。
- (5) その他、特集の編集に関すること。

(報告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を編集委員会に提出しなければならない。

(改 廃)

第 9 条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、2019 年 7 月 20 日より施行する。